

大阪がん循環器病予防センターにおける公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪がん循環器病予防センター(以下「センター」という。)における公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的研究費」とは、運営費負担金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源としてセンターで取扱うすべての経費をいう。

- 2 この要綱において「研究者等」とは、センターの医師、研究員及び事務職員その他のセンターの公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- 3 この要綱において「不正使用」とは、センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程第2条第3項に定める定義を具体化した架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって関係法令、公的研究費の配分機関の使用規則等及びセンターの規程等に違反した公的研究費の使用をいう。

(不正使用に関する通報)

第3条 センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)第22条第2項による通報窓口(以下「通報窓口」という。)は、事務局をもって充て、連絡先、受付方法等については、センターのホームページ等で公開するものとする。

- 2 不正使用(不正使用の疑いを含む。以下この条から第8条までにおいて同じ。)があると思料する者は、前項に規程する通報窓口に通報及び情報提供(以下「通報」という。)するものとする。
- 3 通報窓口は、原則として通報した者(以下「通報者」という。)の氏名、所属、住所等並びに研究者等の不正使用の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本要綱に規程する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。
- 4 通報窓口は、匿名による通報があったときは、特定された研究者等(以下「被通報者」という。)の不正使用の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本要綱に規程する通知及び報告は行わないものとする。

(報告)

第4条 通報窓口に不正使用に関する通報があった時は、窓口担当者は統括管理責任者である事務長に統括管理責任者は最高管理責任者である所長に速やかにその旨を報告しなければならない。

(予備調査)

第5条 最高管理責任者は前条の報告にかかる事案について予備調査が必要であると認めるときは、関連する部署の長または部署の長に代わる者に予備調査を行わせるものとする。

- 2 最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があった時は、当該通報の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は前条及び前項の報告に基づき、通報の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 最高管理責任者は前条において、調査が必要と判断された場合には、速やかに調査委員会を設置し、公的研究費の不正使用にかかる事実関係を調査させなければならない。

2 調査委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 弁護士または公認会計士等の学識経験者複数名

(2) 事務局長、事務長、事務局員

3 調査委員会の委員は不適正事案の告発者、被告発者及び決済関係者等と直接の利害を有しないものでなければならない。

4 外部委員は、調査委員総数の半数以上選任する。

5 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

6 告発者及び被告発者は、前項の通知が到達した日から10日以内に書面をもって異議を申し立てることができる。

7 最高管理責任者は前項の異議申し立てがあったときは、調査委員会に諮った上で、異議申し立てに対する回答をするものとする。

8 調査委員会は、不正の有無、内容、関係した者及び関与の程度等について認定し、理事長及び最高管理責任者に報告する。

(守秘義務)

第7条 通報窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底し、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知する際には、その人権、名誉及びプライバシー等を侵害することがないように配慮しなければならない。

(公的研究費の使用停止)

第8条 最高管理責任者は、告発等があつて以降、調査委員会の調査結果等が出るまで、必要に応じて、当該調査対象となっている研究者に対し研究費の使用停止を命ずることとする。

(調査の実施)

第9条 委員会は不正使用の有無、不正使用の内容、関与した者及び関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

- 2 調査委員会の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について関係機関に報告し、協議しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び関係省庁に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表内容)

第10条 調査結果の公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属及び不正の内容並びに公表までに行った措置の内容、委員会委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。

(懲戒)

第11条 理事長は、調査委員会の調査結果等を待って、必要に応じ財団の「懲戒処分に関する指針」に基づき懲戒処分をすることができる。

附則 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。